

山口民医連奨学生貸付規定【医学生】

第1条【目的】

この規定は、患者・地域住民の立場に立ち、医師の社会的責任を自覚し、積極的に行動できる医師を養成することを目的とし、それに必要な奨学資金の貸付を規定するものである。

第2条【適用範囲】

医学生

第3条【申請の手続き】

奨学生の貸付を受けようとする者は、申請書と履歴書を提出し、理事会の承認を得なければならない。採用は面接審査によって決定する。

第4条【貸付限度額】

この規定による奨学生貸付の限度額は次のとおりとする

1. A コース（月額）
1～2年生5万円、3～4年生6万円、5～6年生7万円
2. B コース（月額）
学年を問わず15万円

3. 貸付金制度
 - ① 対象：山口民医連奨学生と臨床研修内定者
 - ② 貸付金：総額300万円以内
 - ③ 利息：3%
 - ④ 返済期限：卒後5年以内に返済。但し、やむを得ず途中退職する場合は、その期日を返済期限とする
 - ⑤ 申請：貸付の申請時に、申請書と返済計画、保証人を添付

第5条【貸付金の返済】

1. 返済金額：貸付金額の総額+貸付利息（利率等については、付則に定める）

2. 返済期間

- ① 就学期間満了まで奨学生であった場合
就学期間終了後、貸付期間×1.5倍の期間内に返済を終了すること
- ② 就学途中で奨学生を辞退した場合
辞退の翌月から原則として1ヶ月以内に返済を終了すること
3. 返済方法や確定金額については、契約書をかわすこと。

第6条【返済の免除】

この規定による奨学生の貸付を受けた者が本連合会の職員となり、次の事項のいずれかに該当するに至ったときは、奨学生の返済を免除するものとする。

1. 資格を有した医師が、山口民医連の事業所にて業務に従事したとき（貸付した奨学生の免除の計算基準日は毎年3月31日とする）。ただし、この免除期間は、臨床研修が終了した時点から始まる。
 - ① A コース……奨学生の貸付期間と同期間
 - ② B コース……奨学生の貸付期間の1.5倍の期間
2. 前項に規定する業務期間中、業務上の理由により死亡、または業務に起因

する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。
ただし、第6条第1項によって定められた期間に満たない時点で、第6条第2項の理由によらず途中退職した場合（外部研修中の場合は、山口民医連の事業所にて業務に従事する意思がないと確認された時点をさす）は、貸付期間より就業期間を差し引いた残期間に該当する返済額（貸付額+貸付利息）を、貸付期間の1.5倍の期間内に返済すること。この場合、貸付利息は臨床研修期間には課さず臨床研修後の期間については課すものとする。

第7条【留年の扱い】

この規定による奨学生が、受給期間中に留年した場合は、その期間貸付を停止することができる。

第8条【義務】

奨学生は、この規定の目的にしたがって、学業に誠実にのぞむだけでなく、人権感覚を養い、広い社会的視野を身につけるよう努力しなければならない。奨学生は、以下の奨学生活動に参加しなければならない。

1. 奨学生会議
2. 当会事業所での実習
3. 民医連や医療生協主催の学習会等で、奨学生の参加を必要とする企画

奨学生がこの義務を履行しない場合、また、社会的倫理的に著しく逸脱した行為があった場合、貸付の中止および一括返済等の措置をとることができる。

第9条【保証人の義務】

この規定の適用を受けた者は、本連合会の認める保証人2名の連署による借用証書を提出しなければならない。保証人は貸付金の返済について責任を負わなければならない。

第10条【付 則】

1. 奨学生の貸与は該当法人からおこない、返済も同法人におこなう。
2. 貸付利息の利率は、2017年3月31日までは在学期間中も含め年3%とする。
2017年4月1日以降は在学期間中は課さない(0%)。返済時の利息は、返済開始時にその時の日本学生支援機構の利率(利率見直方式)を参考にした利率を適用する(日本学生支援機構の利率が変更になった場合は、それがあわせて変更をおこなう…返済中の利率変更もありうる)。

奨学生の返済の滞納期間が1ヶ月を越した場合、滞納している金額に対し年10%とし、その内滞納した日数分の金額を延滞金として加算できる。また、返還金を滞納した場合、本人、連帯保証人への督促や支払督促等の法的手続きを取ることもありうる。

3. 本規定は2003年1月1日以降に奨学生となった者に適用する。

第11条

本規定は、2003年1月1日より実施する。
本規定は、2004年4月1日一部改訂
本規定は、2008年4月1日一部改訂
本規定は、2011年1月1日一部改訂
本規定は、2017年4月1日一部改訂